

令和2年3月25日

次世代育成支援対策推進法に係る
社会福祉法人シャローム埼玉 第4次行動計画

当法人は、第3次行動計画の進捗状況を勘案し、引続き職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を整えられるよう一層努めて、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように第4次行動計画を策定します。

1、計画期間 令和2年4月1日～令和4年3月31日までの2年間

2、当法人の課題

(1) 女性は十分活躍しており、明確な課題はない。

3、目標と取組内容・実施時期

目標1 妊娠中や出産後の母性保護及び育児休業等の諸制度の取得推進を図る。

<対策>

令和2年4月～

職員周知の実施

令和2年4月～

対象者に具体的な説明を行い取得実施のための環境づくりを行う

目標2 年次有給休暇の取得日数を、1人当たり平均年間5日以上増やす。

<対策>

令和2年4月～

現行取得促進の実証調査、及び取得促進方策再検討

平成2年10月～

取得促進方策の見直しと改定方策試行

平成3年4月～

取得促進改定方策実行

平成4年3月～

取得率実態調査と新規目標値の設定

目標3 地域福祉推進人材の次世代育成のため、介護関係の講座等の実施、実習生やボランティアの受入拡充を図る。

<対策>

令和2年4月～

こども介護の学校・元気大学の実施、中学生のスリーデイズ・高校生インターンシップ・諸学校の介護実習生・小中教員の介護実務研修の受入、認知症サポーター養成講座の実施、各種ボランティアの受入を実施